**岐南町社会福祉協議会生活支援等事業助成金交付要綱**

　岐南町いきいきサロン活動等助成事業実施要綱（平成２８年）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この要綱は、地域貢献やボランティア活動に高い意欲を持つ地域住民により構成された団体が、その地域で見守り活動や助け合い活動、サロン活動等の生活支援サービスを実践するために、岐南町社会福祉協議会生活支援等事業助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（交付対象団体等）

第２条　交付対象団体は、次の各号の全てに該当するものとする。

　（１）地域に密着した活動を自発的、かつ、主体的に行うおおむね５人以上で組織された団体であること。

　（２）団体に代表者及び会計を置いていること。

　（３）定款、規約、会則又はこれらに類するものを定めていること。

　（４）活動に関する保険に加入していること。

　（５）宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

　（６）公の秩序又は善良な風俗を乱す活動をしていないこと。

２　前項の規定に関わらず、交付対象団体及びボランティア員が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金を交付しない。

　（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

　（２）暴力団または暴力団員と密接な関係を有するとき。

（交付対象事業等）

第３条　助成金の交付対象事業、交付対象となる経費及び交付上限額は、別表のとおりとする。

２　前項の規定に関わらず、事業の全部又は一部について、国、県又は他の団体から助成を受けている事業については、その事業の全部又は一部を交付事業の対象としないものとする。

（交付金の交付申請等）

第４条　別表の事業による助成金の交付を受けようとする団体は、岐南町社会福祉協議会生活支援等事業助成金交付申請書（様式第１号）を下表に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業計画書 | 予算書 | ボランティア名簿 |
| 見守り事業 | 様式第２号－① | 様式第３号－① | 様式第４号 |
| 助け合い事業 | 様式第３号－② |
| サロン事業 | 様式第２号－② | 様式第３号－③ |
| 高齢者はつらつ事業 | 様式第３号－④ |
| サロン事業新規開設助成金 |  |

２　会長は前項の申請の内容を審査し、かつ、事業の評価を行うため審査会を設置する。審査会の組織及び運営に関しては会長が別に定める。

３　会長は、同条第１項の規定による交付申請があった場合は、審査会の審査に基づき助成金を交付すべきと認めたときは、交付の決定を行い、岐南町社会福祉協議会生活支援等事業助成金交付決定通知書（様式第５号）により決定通知をするものとする。

４　前項の規定により交付が決定した団体（以下「助成団体」という。）は岐南町社会福祉協議会生活支援等事業助成金交付請求書（様式第６号）により会長に助成金交付額の一部又は全部を請求することができる。

５　会長は、助成金交付請求額を交付する。

（交付対象事業の変更・中止・廃止承認申請）

第５条　助成団体が、第４条第３項による交付決定を受けた後において、当該事業の計画の内容を変更しようとする場合は、岐南町社会福祉協議会生活支援等事業助成金変更承認申請書（様式第７号）により会長に変更承認申請を行い、その承認を受けるものとする。ただし、助成事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定の助成金額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

２　助成団体が、第４条第３項による交付決定を受けた後において、事業計画内容を中止又は廃止しようとする場合は、岐南町社会福祉協議会生活支援等事業助成金中止（廃止）承認申請書（様式第８号）により会長に承認申請を行い、その承認を受けるものとする。

３　会長は、前２項の規定による申請があった時は、当該申請内容を審査の上、承認の可否を決定し、岐南町社会福祉協議会生活支援等事業助成金（変更・中止・廃止）決定通知書（様式第９号）により助成団体に通知するものとする。

（実績報告）

第６条　助成団体は、当該事業が終了した日から起算して１０日を経過した日又は当該事業年度の年度末のいずれか早い日までに、岐南町社会福祉協議会生活支援等事業助成金実績報告書（様式第１０号）に下表に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 事業報告書 | 決算書 | 領収書等 | 名簿 |
| 見守り事業 | 様式第１１号－① | 様式第１２号－① | ○ | ○ |
| 助け合い事業 | 様式第１２号－② | ○ | ○ |
| サロン事業 | 様式第１１号－② | 様式第１２号－③ | 運営費は不要 | ○ |
| 高齢者はつらつ事業 | 様式第１２号－④ | ○ |
| サロン事業新規開設助成金 |  |  |

上表に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

（助成金額の確定）

第７条　会長は、前条の実績報告を受けた時は、交付すべき助成金額を確定し、岐南町社会福祉協議会生活支援等事業助成金額確定通知書（様式第１３号）により助成団体に通知するものとする。

２　助成団体は前項の規定により返還金額が生じた場合は、本会に返還しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第８条　会長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　（１）この要綱の規定に違反したとき。

　（２）交付決定に付した条件に違反したとき。

　（３）偽り又は不正な手段により助成金を受け取ったとき。

　（４）前３号に掲げるもののほか、会長が助成金の交付を適当でないと認めたとき。

２　会長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、岐南町社会福祉協議会生活支援等事業助成金決定取消通知書（様式第１４号）により助成団体に通知するものとする。

（帳簿等の整備）

第９条　助成団体は、交付事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、交付事業の完了した年度の翌年度以後５年間保存しなければならない。

（その他）

第１0条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

　　附　則

　（施行期日）

　１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

　（経過措置）

　２　この要綱による改正後の岐南町社会福祉協議会生活支援等事業助成金交付要綱の規定は

　施行日以後に交付の新規申請をした団体について適用し、施行日前に交付の申請をした団体に

　ついては、なお従前の例による。

　　附　則

　（施行期日）

　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

　　附　則

　（施行期日）

　この要綱は、令和２年９月２日から施行する。

　　附　則

　（施行期日）

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　　附　則

　（施行期日）

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

　　附　則

　（施行期日）

　この要綱は、令和4年10月3日から施行する。

　　附　則

　（施行期日）

　この要綱は、令和5年2月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付対象事業 | 交付対象経費 | 交付上限額 | 備考 |
| **見守り事業**  見守りや戸別訪問の実施、支援が必要な高齢者等の発見及び生活相談に関する事業 | 諸謝金  旅費交通費 | ３0,000円 |  |
| 消耗品費  什器備品費  印刷製本費  通信運搬費 | 什器備品はおおむね５,５00円以内 |
| 食糧費 | 食事会　１人あたり５５0円以内  年１回までを対象 |
| 会議費 | スタッフ会議　１人あたり２２0円以内 |
| 賃借料 |  |
| 感染予防費 | ２,000円 | 事業申請団体に2,000円交付  領収書の提出は不要 |
| **助け合い事業**  日常生活の中での簡易な生活支援に関する事業 | 諸謝金  旅費交通費 | ４0,000円 |  |
| 消耗品費  什器備品費  印刷製本費  通信運搬費 | 什器備品はおおむね５,５00円以内 |
| 会議費 | スタッフ会議　１人あたり２２0円以内 |
| 賃借料 |  |
| 感染予防費 | ２,000円 | 事業申請団体に2,000円交付  領収書の提出は不要 |
| **サロン事業**  地域交流の場づくりに関する事業 | 運営費 | ３0,000円 | 参加者数×120円 |
| 賃借料 | ２４,000円 | 空き家活用に限る |
| 感染予防費 | ２,000円 | 事業申請団体に2,000円交付  領収書の提出は不要 |
| **高齢者はつらつ事業**  高齢者が参加するサロンで外部講師を招いて行う講座や健康づくり及び介護予防の推進に関する事業 | 諸謝金  旅費交通費 | ３0,000円 |  |
| 消耗品費  什器備品費  印刷製本費  通信運搬費  賃借料 | 講座等に直接必要な材料費  什器備品はおおむね５,５00円以内 |
| **サロン事業新規開設助成金**  サロン新規立ち上げ準備の経費 | | ２0,000円 | サロン新規立ち上げのために必要な備品や消耗品、食料等の購入費  関係者会議の食事は対象外 |